

(機械設備)

評価名簿の説明

1. 評価の内容

評価は、申請資料に基づき、次のことを確認している。

- (1) 評価対象機械設備機材に該当している。
- (2) 品質・性能が「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）の規定に適合している。
- (3) 当協会が独自に設定する品質・性能が適合している。
- (4) 品質管理・製造管理が整備されている。
- (5) 納入体制及びアフターサービスの体制が整備されている。

2. 名簿記載事項

- (1) 評価対象機械設備機材等は、各機材等の項で説明している。
- (2) 品質・性能については、各機材等の項で説明している。  
なお、評価名簿詳細事項に表示する申請機材の形式等は、本評価において確認した範囲を示すものであり、これ以外は工事現場ごとの確認が必要である。
- (3) 品質管理・製造管理については、次のことを確認し記載している。
  - (a) 申請品の製造所については、自社工場または製造委託の工場概要、生産種別・生産実績及び製造工程を確認している。
  - (b) 名簿の製造所の欄に(I9・14)印で表示したものは、ISO 9001、14001 認証取得の製造所を示している。
  - (c) 品質管理・製造管理・検査の体制及び生産設備について確認している。
  - (d) 品質管理等に関する関係規定の提出を求め、内容の確認を行っている。
- (4) 納入体制及びアフターサービスの体制については、次のことを確認している。
  - (a) 申請による、納入体制及びアフターサービスの体制を確認している。  
なお、各地区の範囲は、次のとおりである。

地 区	都道府県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関 東	茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県
中 部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

- (b) 納入体制について、機械設備機材の名簿の「納入地区及び問い合わせ先」欄は、評価において限定される地区及び主要な販売会社を示し、その電話番号を記載している。

略号は、次のとおりである。

- (本) 本社、本店等      (支) 支社、支店等      (営) 営業所      (出) 出張所  
(事) 事務所、事業所等      (部) 事業部等      (他) 別会社（関連会社、代理店等）

3. その他

- (1) 評価書及び評価名簿の内容に変更が生じた場合には、再審査等の措置の対象となる。
- (2) 最新の「機械設備工事機材承諾図様式集」の当該様式から、現場における承諾内容を確認することができる。